

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	子育て給付課
処分の 名称	児童扶養手当の額の改定
処分権者	市長
根拠規定	児童扶養手当法第6条
基準規定	児童扶養手当法第4条;第4条の2;第5条;第5条の2;第6条
審査基準	児童扶養手当法第4条、第4条の2、第5条、第5条の2、第6条 規定は略
標準処理 期間	60日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	子育て給付課
処分の 名称	児童手当の額の改定
処分権者	市長
根拠規定	児童手当法第9条
基準規定	児童手当法第6条
審査基準	児童手当法第9条 （児童手当の額の改定） 第九条 児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が増額することとなるに至った場合における児童手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。 2 前条第三項の規定は、前項の改定について準用する。 3 児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が減額することとなるに至った場合における児童手当の額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月から行う。
標準処理 期間	60日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	子育て給付課
処分の 名称	児童手当の受給資格及び額の認定
処分権者	市長
根拠規定	児童手当法第7条
基準規定	児童手当法第4条;第5条;第6条;第7条;附則第2条
審査基準	児童手当法第7条、第4条、第5条、第6条、附則第2条 規定は略
標準処理 期間	60日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	子育て給付課
処分の 名称	児童扶養手当の受給資格認定
処分権者	市長
根拠規定	児童扶養手当法第4条
基準規定	児童扶養手当法第4条;第4条の2
審査基準	児童扶養手当法第4条、第4条の2 規定は略
標準処理 期間	60日
備考	